

児童手当の

手続きはお済みですか？

平成24年4月1日から、子ども手当制度に代わり児童手当制度が始まりました。中学生（15歳到達後の最初の3月31日）までの児童を養育している方は、児童手当を受けることができます。該当する方は、忘れずに手続きをしてください。

■手当を受給できる方

○中学3年生（15歳到達後の最初の3月31日）までの児童を養育している方。
 ※児童を養育している父母などのうち、所得の高い方が受給者となります。

○養育者・児童ともに日本国内に居住していること。ただし、児童が留学を理由に海外にいる場合は、手当が受けられる場合があります。

○父母がともにいない場合は、祖父母などの養育者が受給できる場合があります。

○児童と別居していても受給できる場合があります。別途書類（別居監護申立書、児童の世帯全員の住民票の提出が必要です。養育者が単身赴任などで、他区市町村にお住まいの場合、そちらで手続きください。

○児童福祉施設などに入所している児童の手当は、施設長などに支給されます。

○未成年後見人は、父母に準ずる者として取り扱うことが適当と考えられるため、受給者として手当を受けられます。

○父母などがともに国外に住んでいる場合に、国内で児童を監護し、かつ生計を同じくしている者であつて、父母などの指定を受けた者が受給者となります。

■手続きに必要なもの

- ・認定請求書（窓口で交付）
- ・印鑑（認印可）
- ・請求者の健康保険証の写し
- ・請求者名義の金融機関口座のわかるもの
- ・児童手当用所得証明書（転入者の方など）

・在留カード（外国籍の方）の写し

■支給額（児童1人あたり）

区分	所得制限未満 (月額)	所得制限額以上 (月額)
0歳～3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上から 小学校修了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※3歳到達後の翌月から、第1子と第2子の手当月額額は10000円になります。
 ※第3子の判定にあたり、児童の人数は、18歳到達後最初の3月31日が過ぎる前の子を年齢の上から順に数えます。

単位：万円

■所得制限(別表)

扶養親族等の数	所得制限 限度額	収入額の 目安
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

※扶養親族等とは、所得税法に規定する控除対象配偶者および扶養親族のことを表します。

出生・転入から15日以内に申請を

児童手当は申請した月の翌月分から支給となりますが、月の後半に出生・転入した場合は、出生日または転入日の翌日から数えて15日以内に申請すれば、出生・転入月の翌月分から手当が支給されます。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受給できなくなります。

支給予定日	支給対象月
6月10日	2～5月
10月10日	6～9月
26年2月10日	10月～26年1月

現況届(更新手続)

毎年6月、受給者の方から「現況届」を提出していただき、引き続き、手当を受給するための要件を満たしているかどうかを審査します。該当者には、こども福祉課から、現況届を各家庭に郵送していますので、まだ提出がお済みでない方は、至急お手続きください。

※手続きが遅れ、手当が支給されない月が生じた場合でも、さかのぼって支給することはできません。

■手当の支給について

次のとおり、支給日に受給者の口座に振り込みます（子・配偶者の口座には振り込ませ

問 伊奈庁舎こども福祉課
 58・2111（内線1164）